

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（広報広聴課）	57
○特定調達契約に係る入札の公告……………（広報広聴課）	57
○北海道希少野生動植物の保護に関する条例に基づく指定希少野生動植物の指定……………（自然環境課）	58
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	58
○土地改良事業の工事の完了の届出……………（農業施設管理課）	59
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	59
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	59
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	59
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	60
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	60
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	61
道教育庁後志教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	62
道教育庁留萌教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	63

告 示

北海道告示第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成24年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成24年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物

品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成24年2月17日に一般競争入札の公告を行う平成24年度新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」
- (2) 資 格 平成24年度新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

過去2年間に、国又は地方公共団体と広報業務に関する契約を締結し、かつ、確実に履行（以下「契約実績」という。）した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の契約実績に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

- 4 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成24年2月17日から3月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該機関の更新手続並びに資格の喪失
- 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道告示第91号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年 2 月17日	北海道知事 高 橋 はるみ
1 入札に付する事項	
(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 平成24年度新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」 一式	
(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。	
(3) 契約期間 契約締結日から平成25年 3 月31日まで	
2 入札に参加する者に必要な資格 平成24年北海道告示第90号に規定する平成24年度新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」に関する資格を有すること。	
3 契約条項を示す場所 北海道総合政策部知事室広報広聴課	
4 入札執行の場所及び日時	
(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 1 階総合政策部会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道総合政策部知事室広報広聴課）	
(2) 入 札 日 時 平成24年 4 月 2 日（月）午後 3 時（送付による場合は、必着）	
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。	
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。	
5 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。	
6 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所 3 に同じ。	
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ（ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/ ）においてダウンロードすることができる。	
7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の 2 の(1)の ア 及び 3 の(1)による。	
8 落札者と契約の締結を行わない場合	

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。	
9 そ の 他	平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称	北海道総合政策部知事室広報広聴課
(2) 所 在 地	郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 電話番号 011－204－5110
10 Summary	
A Nature and quantity of the services to be procured : A set of businesses of the newspaper publicity service titled “ <i>Minasan no Akarenga</i> (Your Red Brick Building)” from April 2012 to March 2013	
B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., April 2, 2012	
C Contact : Public Relations and Opinions Division, Office of the Governor, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5110	
北海道告示第92号	
北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第 4 号）第 8 条第 5 項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物を指定し、平成24年 3 月 2 日から施行する。 平成24年 2 月17日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 指定する種名	
分類 種 名 (和名) 科 名	植物 ユウバリクモマグサ ユキノシタ科
同 エゾノクモマグサ 同	
2 指定の理由 当該種は、生育地が局限される種であり、また、生育環境の変化により絶滅の危険性が高い種である。このため、特に保護を図る必要があり、指定するものである。	
3 指定する区域 北海道全域	
北海道告示第93号	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成24年2月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ		
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
中 里	農業用排水施設、農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理、除磔	北海道十勝総合振興局
西 根 室	区画整理	北海道根室振興局
美 豊	同	同
知 床 標 津	同	同
上 春 別 第二	農業用道路	同

北海道告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、富良野土地改良区
の行う土地改良（きよ 扇山地区（暗渠排水））事業の工事を平成24年1月30日に完了した旨の届
出があった。

平成24年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第95号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指
定する。

平成24年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 目梨郡羅臼町峯浜町57の1地先・57の1・58（以上1筆地先2
筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局

産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第96号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第
249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 増毛郡増毛町阿分995（国有林。次の図に示す部分に限
る。）、142の3、190の3
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部
林務局治山課及び増毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第97号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業
要件を変更する予定である。

平成24年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
豊浦町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡豊浦町・浦河郡浦河町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 豊浦町・浦河町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 斜里郡斜里町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 斜里町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第98号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成24年2月17日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 天塩郡遠別町（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 公衆の保健 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌振興局産業振興部林務課及び遠別町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第99号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成24年2月17日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 山名の沢（I-23-0380） 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町上の湯（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
--	--

次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	3 資 格 用 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2による。 4 条件付一般競争入札参加資格の審査														
道教育庁石狩教育局告示	(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。														
北海道教育庁石狩教育局告示第8号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成24年2月17日 北海道教育庁石狩教育局長 伊 藤 文 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 <table border="0"> <tr> <td>ア 特別支援学校校舎等清掃業務（A地区）</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>イ 特別支援学校校舎等清掃業務（B地区）</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>ウ 特別支援学校校舎等清掃業務（C地区）</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>エ 特別支援学校校舎等清掃業務（D地区）</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>オ 特別支援学校校舎等清掃業務（E地区）</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>カ 特別支援学校校舎等清掃業務（F地区）</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>キ 特別支援学校校舎等清掃業務（G地区）</td> <td>一式</td> </tr> </table> アからキまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成24年4月6日から平成25年3月31日まで (4) 履 行 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、本契約と種類を同じくする通年契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。	ア 特別支援学校校舎等清掃業務（A地区）	一式	イ 特別支援学校校舎等清掃業務（B地区）	一式	ウ 特別支援学校校舎等清掃業務（C地区）	一式	エ 特別支援学校校舎等清掃業務（D地区）	一式	オ 特別支援学校校舎等清掃業務（E地区）	一式	カ 特別支援学校校舎等清掃業務（F地区）	一式	キ 特別支援学校校舎等清掃業務（G地区）	一式	ア 申 請 の 時 期 平成24年2月23日（木）から同年3月22日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 5 契約条項を示す場所 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 6 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁赤レンガ庁舎2階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 平成24年4月2日（月）午後1時30分（送付による場合は、3月30日（金）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 7 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 5に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送により交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量750グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
ア 特別支援学校校舎等清掃業務（A地区）	一式														
イ 特別支援学校校舎等清掃業務（B地区）	一式														
ウ 特別支援学校校舎等清掃業務（C地区）	一式														
エ 特別支援学校校舎等清掃業務（D地区）	一式														
オ 特別支援学校校舎等清掃業務（E地区）	一式														
カ 特別支援学校校舎等清掃業務（F地区）	一式														
キ 特別支援学校校舎等清掃業務（G地区）	一式														

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/index>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 最低価格の入札者を落札者とし不在の場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5872

13 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a Cleaning of the premises at schools for special needs (A zone)
b Cleaning of the premises at schools for special needs (B zone)
c Cleaning of the premises at schools for special needs (C zone)
d Cleaning of the premises at schools for special needs (D zone)
e Cleaning of the premises at schools for special needs (E zone)
f Cleaning of the premises at schools for special needs (E zone)
g Cleaning of the premises at schools for special needs (G zone)

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 2, 2012

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 30, 2012)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo
060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

道教育庁後志教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年2月17日

北海道教育庁後志教育局長 阿 部 豊

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ア A重油その1（小樽水産高校、小樽聾学校納入分） | 121,900リットル |
| イ A重油その2（高等聾学校納入分） | 203,400リットル |
| ウ A重油その3（小樽高等支援学校納入分） | 150,000リットル |
| エ A重油その4（余市養護学校納入分） | 94,600リットル |

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1 種 2 号

(3) 契 約 期 間 平成24年4月2日から平成25年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格（暖房用燃料）を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。
(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成24年2月17日（金）から平成24年3月21日（水）まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後

5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局3階 1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡 倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運 営支援室） (2) 入札日時 ア 1の(1)のアからウまで 平成24年3月29日（木）午前9時30分 イ 1の(1)のエ 平成24年3月29日（木）午前11時 （送付による場合は、同月28日（水）午後5時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁後志教育局ホームページ（http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm）において ダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を 講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、 次による。	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話番号 0136-23-1979 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 121,900 liters b Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 203,400 liters c Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 150,000 liters d Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 94,600 liters B Bid tendering date and time : a, b, c 9:30 A.M., March 29, 2012 d 11:00 A.M., March 29, 2012 (If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 28, 2012) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan Phone : 0136-23-1979 道教育庁留萌教育局告示 北海道教育庁留萌教育局告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する 協定の適用を受ける。 平成24年2月17日 北海道教育庁留萌教育局長 林 秀 樹 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 A重油 113,000リットル (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1種2号 (3) 契約期間 平成24年4月4日から平成25年3月31日まで (4) 納入場所 北海道小平高等養護学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
---	--

- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入（暖房用燃料）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成24年2月17日（金）から同年3月21日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地
北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番地 留萌合同庁舎1階102会議室（送付による場合は、郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成24年3月28日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月27日（火）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 A重油 243,000リットル
- (2) 予定時期 平成24年10月頃
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道教育庁留萌教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/rky/>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地
電話番号 0164-42-8765
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
Fuel oil A (JIS class1, No. 2) 113,000 liters
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 28, 2012
(If mailed, bids must arrive no later than March 27, 2012)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Rumoi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Suminoe-cho 2-chome 1, Rumoi, Hokkaido 077-0027 Japan
Phone : 0164-42-8765